

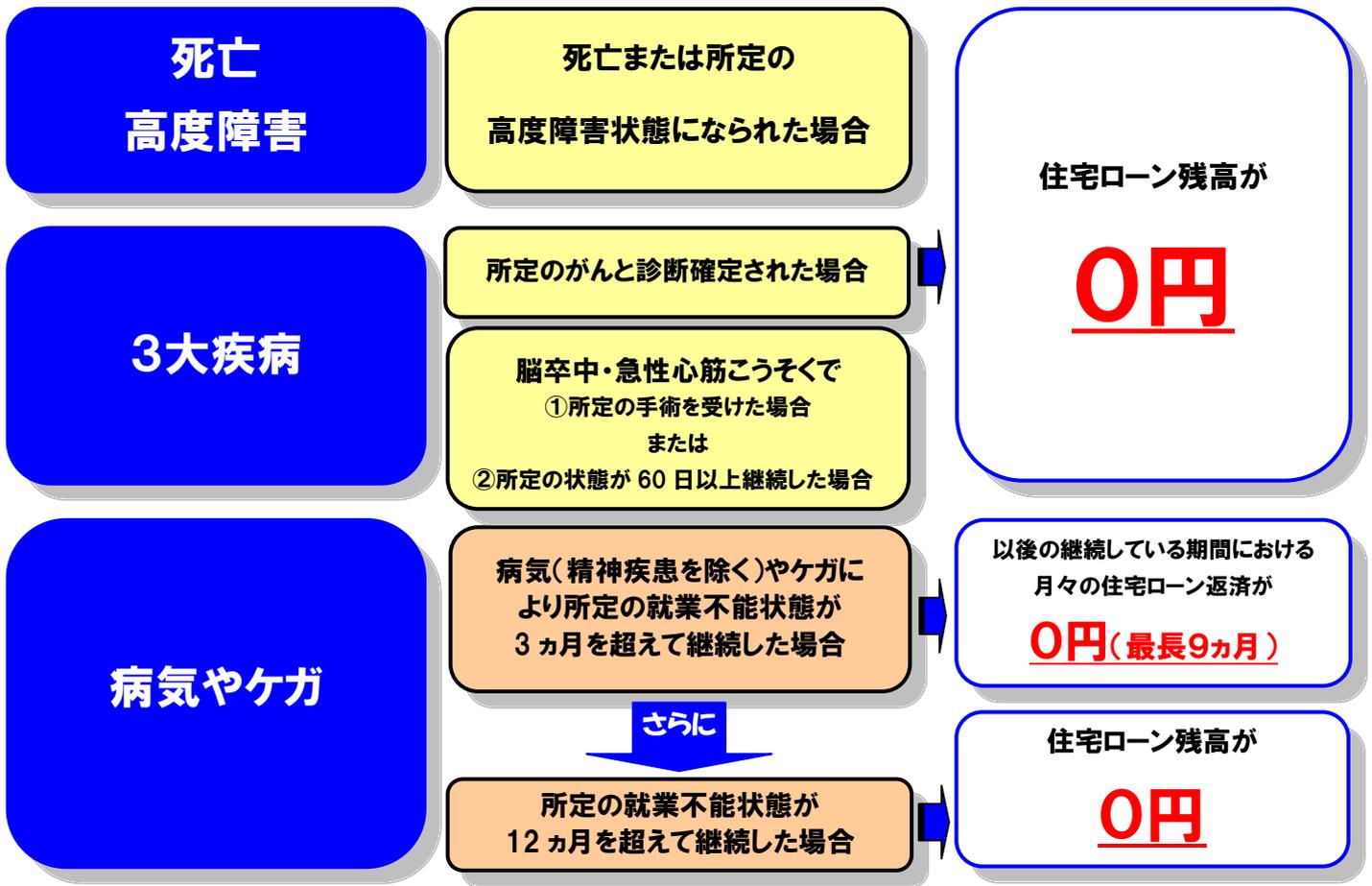
注目!

みやぎん住宅ローン



就業不能団信

充実した保障で安心の住宅ローン



ご利用いただける方	お借入時の年齢が満 20 歳以上満 50 歳未満で、完済時の年齢が満 75 歳未満の方。 生命保険会社の承諾を得られる方。 ※健康状態によってはご加入をお断りする場合がございますのでご了承ください。
対象住宅ローン	みやぎん住宅ローン「住まいるいちばんネクストV (ファイブ)」 ※一部対象とならない商品がございます。
融資利率	対象住宅ローンの適用金利+0.3%
その他	詳しい内容につきましては、就業不能団信申込書兼告知書でご確認ください。

◇ 全国保証就業不能団信の概要

ご加入について	<ul style="list-style-type: none"> * お借入時の年齢が満20歳以上満50歳未満で、完済時の年齢が満75歳未満の方。 * 生命保険会社の承諾を得られる方。 ※健康状態によってはご加入をお断りする場合がございますのでご了承願います。 * がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方や、告知日現在、病気またはケガにより休職中・休業中の方はご加入いただけません。 * お借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出いただきます。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。
---------	--

お 支 払 事 由	死亡保険金	* 保険期間中に死亡されたとき。
	高度障害 保険金	* 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
	悪性新生物 (がん)	<ul style="list-style-type: none"> * 保険期間中に所定の悪性新生物(上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。但し以下の場合は保険金が支払われません。 ① 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ② 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ③ 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき
	急性心筋こうそく	次のいずれかの状態に該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ① 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき【平成27年11月1日以降に受けた手術が対象】 ② 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。
	脳卒中	次のいずれかの状態に該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ① 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき【平成27年11月1日以降に受けた手術が対象】 ② 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
	長期就業不能 保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態(※)となり、その状態が12か月(就業不能給付金のお支払い事由に該当してから9か月)を超えて継続したとき。
	就業不能給付金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の就業不能状態(※)となり、その状態が3か月を超えて継続したとき、4～12か月目の毎月約定返済額が最長9か月を限度として支払われます。
保険正式名称	3大疾病保障特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社: 明治安田生命保険相互会社)	明治安田生命保険相互会社

※ 「所定の就業不能状態」とは以下の「入院」「在宅療養」状態のことをいいます。

「 入 院 」	「 在 宅 療 養 」
「病院」または「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の「病院」もしくは「診療所」とは次のいずれかに該当したものとします。 ① 医療法に定める日本国内にある病院または、患者を収容する施設を有する診療所 ② 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ・ 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念することをいいます。 	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ② 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ活動の範囲がおおむねベット周辺に限られるもの ・ 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院及び診療所以外の場所)で、治療、養生に専念することをいいます。

これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険 および 3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。